

茨城県報

第6559号

昭和52年9月1日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●茨城県立リハビリテーションセンター入所費用等(障害福祉課)	1
●認定訓練助成事業費運営費補助金交付要項の一部改正(職業訓練課)	2
●保安林を解除する予定である旨の通知(林業課)	2
●土地改良区の設立の認可(2件)(農地管理課)	3
●土地改良事業の認可(")	3
●土地改良事業計画の変更(")	3
●県営ほ場整備事業の換地処分(土地改良事務所)	4
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	4
●道路の供用開始(3件)(")	5
●事業計画変更の認可(下水道課)	7

(選挙管理委員会)

●茨城県選挙管理委員会第9回定例委員会の招集	7
------------------------------	---

公告

●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課)	8
●開発行為の行事完了(3件)(建築指導課)	8
●道路位置の指定(")	9

正誤

●昭和47年8月3日付茨城県報第6038号中	10
●昭和52年8月8日付茨城県報第6552号中	10

告示

茨城県告示第971号

茨城県立リハビリテーションセンター入所費用に関する条例(昭和37年茨城県条例第63号)第1条の規定による基準を次のように改め、昭和52年4月1日から適用する。

なお、茨城県立リハビリテーションセンター入所費用に関する条例第1条の規定による基準(昭和50年1月13日茨城県告示第25号)は、昭和52年3月31日限り廃止する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

食費(収容)月額 15,300円

(通所)月額 4,200円

茨城県告示第972号

認定訓練助成事業費 (運営費) 補助金交付要項 (昭和51年茨城県告示第53号) の一部を次のように改正する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第15条を第16条とし、第14条中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第15条とし、第13条中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第14条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(補助金の交付)

第6条 知事は、補助事業者の請求により補助金の交付決定額の90パーセント以内の額を概算払により交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けたときは第9条の実績報告書を提出する際に概算払精算書 (茨城県財務規則 (昭和44年茨城県規則第12号) 様式第103号) を知事に提出し精算しなければならない。

様式第2号中「100分の2」を「100分の20」に改め、記の8及び記の9を削る。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第973号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所
多賀郡十王町大字黒坂字黒坂山372の1
(国有林次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

水源のかん養

3 解 除 の 理 由

林道用地とするため

(「次の図」は省略しその図面を茨城県庁及び十王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第974号

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く岩瀬東部土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和52年8月23日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第975号

久慈郡金砂郷村大字高柿137番地に事務所を置く金砂郷中部土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和52年8月23日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第976号

昭和52年6月21日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた小野川地区土地改良事業については土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年8月20日認可したから同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第977号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、次の事業について土地改良事業を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により変更後の土地改良事業計画の写しを次のとおり縦覧に供するから、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、この事業について利害関係のある者で、この事業計画の変更に対して異議の申立てをしようとする者は、所轄土地改良事務所を経由して申し出られたい。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

事業名	縦覧期間	縦覧場所	異議申立期限	所轄土地改良事務所
県営絹地区土地改良事業	昭和52年9月1日から 昭和52年9月24日まで	結城市役所 下館市役所	昭和52年10月11日	下館土地改良事務所

茨城県告示第978号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業小栗地区第1工区に係る換地処分をした。

昭和52年9月1日

茨城県下館土地改良事務所長 稲田 猛

茨城県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和52年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字沓掛字小山 3328番の1から	旧	メートル 最大 9.90 最小 6.90 最大 40.60 最小 8.50	メートル 665.00 902.00	
" " " 字松山 4024番の2まで	新	最大 40.60 最小 8.50	902.00	

茨城県告示第980号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和52年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢豊里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡大穂町大字要元上の口堀 字蔵の越386番から	旧	メートル 最大 7.00	メートル 1,768.00	
" 豊里町大字遠東字須賀 1371番の1まで		最小 5.00		
" 大穂町大字要元上の口 堀字蔵の越386番から		最大 55.00	2,959.00	
" 豊里町大字沼崎字西浦 2487番の1まで		最小 5.00		
筑波郡大穂町大字要元上の口堀 字蔵の越386番から	新	最大 55.00	2,959.00	
" 豊里町大字沼崎字西浦 2487番の1まで		最小 5.00		

茨城県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和52年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡美浦村大字宮地字内沢田 1211番の3号地先から	旧	メートル 最大 27.00	メートル 9,981.00	
		最小 7.00		
" 阿見町大字青宿字廻戸界 349番の1号地先まで	新	最大 27.00 最小 7.00	9,981.00	
		最大 72.50 最小 11.00	10,986.50	

茨城県告示第982号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道土浦境線
- 2 供用開始の区間
猿島郡猿島町大字沓掛字小山3328番の1から
" " " 字松山4024番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年9月1日

茨城県告示第983号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 藤沢豊里線
- 2 供用開始の区間
筑波郡大穂町大字要元上の口堀字蔵の越386番から
" 豊里町大字沼崎字東原3854番まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年9月1日

茨城県告示第984号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 花室牛久線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷田部町大字榎戸字後原481番の1から
稲敷郡牛久町大字猪子字道新塚810番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年9月1日

茨城県告示第985号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 牛久町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎牛久都市計画下水道事業牛久公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年2月9日から昭和56年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
稲敷郡牛久町大字牛久字大淵
 - (2) 使用の部分
牛久町大字牛久字竜田, 字上町, 字下町, 字甲塚, 字南裏, 字天王前, 字一本松, 字貝塚,
字貝塚台, 字藤窪の全部並びに字蛇喰, 字巡見道及び字桜塚の一部
" 大字城中字蛇喰, 字裸塚, 字藤ノ窪の全部並びに巡見道の一部
" 大字遠山字老ノ久保, 字富士久保
" 大字柏田字河原代原及び大字女化の一部
" " 字栄町, 字井戸窪, 字二番山, 字二池の全部並びに字新田, 字内野, 字上野, 字一番山, 字池台, 字中, 字宅地添及び新右衛門山の一部

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第46号

茨城県選挙管理委員会第9回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和52年9月1日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

- 1 招 集 日 時昭和52年9月16日 午前10時30分
- 2 招 集 場 所 水戸市大町 茨城県公館
- 3 議 題
 - (1) 不在者投票施設の指定について
 - (2) その他

公 告

●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画下水道(知手都市下水路)の決定に伴い神栖町長から、当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

鹿島臨海都市計画下水道(大野原都市下水路)の決定に伴い神栖町長から、当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

研究学園都市計画道路(8.5.2 吾妻通り線)の変更に伴い、桜村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字安良川字ふしまき956番, 961番の一部, 962番の1の一部, 954番の3, 955番の7, 955番の1の一部

2 事業主の住所及び氏名

高萩市本町1-100

財団法人 高萩市住宅公社

理事長 鈴木 藤 太

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡千代川村大字皆葉字山神1624番, 1625番, 1628番

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区南麻布1丁目5-14-207

東京木製電子キャビネット協同組合

理事長 老 川 正次郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会字大野452番の1, 452番の9

2 事業主の住所及び氏名

水戸市南町2-5-5

株式会社 常陽銀行

取締役頭取 青 鹿 明 司

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
汐土木指令 第261号	52. 8. 18	加瀬 隆正	千葉県銚子市外 川町4丁目10376	鹿島郡鹿島町平井字板 宮前1175-79	4.00	29.49
浦土木指令 第524号	52. 6. 7	(株)大博 代表取締役 近多 良悟	東京都品川区東 五反田5-2-2	筑波郡谷田部町高野台 3-13-6	4.00	19.50
" 第538号	52. 6. 14	旭地建物 (株) 代表取締役 山下 大助	土浦市文京町 5-7	土浦市大字常名字新郭 4318-12	4.00	31.10
" 第539号	"	桜井 美久	千葉県流山市江 戸川台東 2-204	" 大字荒川沖字鶉 の台895-8	4.00	14.60
" 第583号	52. 7. 2	加藤 勲	愛知県名古屋 市名東区藤貝ヶ丘 25	" 乙戸字道入 1078-6, 16	4.00	31.00
" 第584号	"	東陽土木(株) 代表取締役 小神野壬子夫	千葉県船橋市夏 目町2丁目55	" 中高津字豊田 384-4	4.00	34.80
" 第604号	52. 7. 8	ゼネラル物産 (株) 代表取締役 沖本 峰晴	東京都港区新橋 5-33-9	新治郡千代田村大字下 稲吉字向原2646-2, 10	4.50	34.60
" 第632号	52. 7. 18	小川 士朗	竜ヶ崎市佐貫町 386-20	土浦市高津2丁目 863-1911-39864-3	4.00	34.80

" 第649号	52. 7. 20	(株)久和 代表取締役 江口 一雄	東京都北区滝野 川 2-3-14	" 烏山字南丘 2203-3	4.00	25.30
電土木指令 第491号	52. 8. 19	富士商事(株) 代表取締役 大久保 藤	" 新宿区西 新宿 1-18-13	茎崎村高崎字高見原 2303-916, 918	4.00	26.70

正 誤

昭和52年8月8日付茨城県報第6552号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から7	規制規準	規制基準

昭和47年8月3日付茨城県報第6038号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から10	806番の1まで	810の1まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所